

さつき武志から電話があつて  
どうやつて調べたのか  
わからないけど

弁護士つて  
知り合いか  
いるのか？

それなら弁護士に  
相談してみない？

『親父が認知症だから  
遺言が無効だ』とか  
『俺にも権利があるから  
訴えてやる！』と言つてきたな  
裁判になるかもしれない

裁判のことなんか  
わからぬ丈夫かないけど

お義父さんが生前  
お世話になつた  
弁護士さんがいて  
その弁護士さんは  
亡くなつてゐるんだけど

そういうえば昔  
弁護士にお世話に  
なつたことあるつて  
親父から聞いたこと  
あるな

息さんも弁護士を  
してるみたいよ  
どうかな？

実は  
はい：

一週間後

相続の相談と  
お伺いしていますが

相続問題も扱つてる  
みたいだし  
早速この先生に  
相談しよう！



なるほど  
大体の事情は  
わかりました

私と妻が父の遺産を  
貰えるという  
遺言があるから

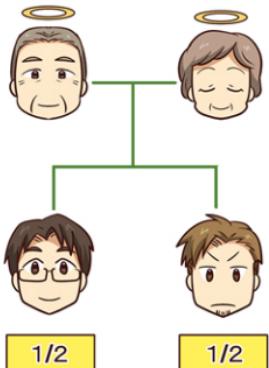
武志には遺産を貰う  
権利はないですね？

ええくー!!

原則的には  
武志さんにも  
遺産を貰う権利は  
あります

あくまで原則論です  
まず確認も含めて  
相続の基本から  
説明させて貰います

お二人の  
法定相続分は  
半分ずつ



お母さんが既に  
他界しているので  
相続人は啓介さんと  
武志さんのお二人

ここまで  
わかりますよね？

お父さんの遺言書の  
記載では武志さんが  
貰える遺産はありませんが

いりゅうぶん？

武志さんには  
**遺留分**という  
権利があるんですね

お父さんの遺言書の  
記載では武志さんが  
貰える遺産はありませんが



遺留分とは  
相続財産の内  
相続人が必ず  
貰うことができる  
財産の割合のことを  
いいます

相続人保護の観点から  
設けられています



相続人が子(直系卑属)のみ



※被  
被相続人が遺言書で  
遺留分にかかわらず  
自分の意思で自由に  
処分できる割合

必ずしも  
そういうことでは  
ありません

たしか武志さんの  
経営する会社の事業が  
うまくいって  
なかつたんですね?



武志さんが  
ATMを使って  
お父さんから無断で  
預金口座から  
出金していたことは  
ありませんか？

